

令和元年度
佐賀市生活安全推進協議会

議事資料

日時 令和2年2月17日（月）10:00～

場所 佐賀市役所 南棟2階 庁議室

目 次

	ページ
(1) 防犯カメラの設置について	1
(2) 市街地における防犯対策について	4
(3) 交通事故“脱ワーストレベル”キャンペーンについて	8
(4) 消費者保護の推進について	11
《参考資料》	
佐賀市生活安全推進協議会委員名簿	16
佐賀市生活安全推進条例	17
佐賀市生活安全推進連絡会議要綱	19

(1) 防犯カメラの設置について

1 防犯カメラについて

- (1) 防犯カメラは一般に犯罪の未然防止効果が認められている。
- (2) 犯罪が発生した場合の捜査、立証にも有効である。
- (3) 連日の事件、事故等の報道等により、防犯カメラの有効性及び公益性についての社会的認知度は高まりつつある。
- (4) 市民の生活安全に寄与するものと考えられる。

2 佐賀市の「防犯カメラの設置のあり方」に関する素案

- (1) 市が設置・管理する防犯カメラ
 - ① 市が管理する施設（各所管部署）
 - ② 佐賀駅・バスセンター周辺、エスプラッツ周辺（生活安全課）
- (2) 地域（自治会や団体、事業所等）が設置・管理する防犯カメラ
市は「佐賀地区防犯協会」が行っている補助事業を支援する。

【理由】

- ・平成29年度から「防犯カメラの設置助成事業」を実施しており、実績がある。
- ・防犯協会は、警察及び各校区の代表から構成されており、専門性と地域の実情が十分反映され、要望個所の「選定、審査の場」としてふさわしい。
- ・佐賀市は負担金を支出し、その活動を支援している。

3 佐賀市が設置している防犯カメラ・監視カメラ

令和2年1月末現在で合計313台を設置。

(1) 主な設置状況

① 市所管施設

単位：台

区分\年	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
防犯カメラ・監視カメラ	131	137	141	162	184	213	213	281
ドライブレコーダー	66	66	111	111	116	166	205	234
合計	197	203	252	273	300	379	418	515

② 市所管施設以外

- ・佐賀駅周辺及び佐賀駅バスセンター待合室内（生活安全課） 20台
- ・エスプラッツ外周壁（生活安全課） 12台

(2) 捜査機関へのデータ提供件数

H28～H30 年度における防犯カメラ等照会対応件数

所管課	年度			合計
	H28	H29	H30	
生活安全課	27	44	44	115
スポーツ振興課		2		2
観光振興課		1		1
交通局	2	4	13	19
商業振興課	1	3	2	6
消防防災課	2	3	10	15
上下水道局			1	1
道路管理課	2	2	2	6
文化振興課	1			1
緑化推進課		1		1
計(件)	35	60	72	167

4 佐賀地区防犯協会による防犯カメラ等設置助成

(1) 助成対象

- ① 商業施設や事業所等が施設に設置する場合の経費
- ② 校区防犯協会長が必要と認めた箇所に設置する場合の経費
(維持管理費は対象外)

(2) 助成額

設置工事費を含む総額が10万円以上の場合に一律5万円。

(3) 主な要件

- ① 設置後6か月以内に申請要。
- ② 設置場所は、屋外に向けた装置で公共の空間・主要幹線道路等が撮影可能。
- ③ 1施設、1校区、それぞれ1回限りの助成。
- ④ 佐賀県が規定する「防犯カメラの適正な設置及び利用に関する指針」を遵守すること。

5 佐賀県子どもを見守る防犯カメラ設置事業費補助金

(1) 補助対象

- ① 市町が新たに設置する場合の経費
- ② 市町や地区防犯協会が自治会等へ補助を行う場合の負担経費、

(2) 事業期間

令和元年度～令和4年度(予定)

(3) 補助率

市や地区防犯協会が負担する額の3分の1(上限額:1台あたり10万円)

(4) 主な要件

- ① 設置前の事前申請が必要。

- ② 通学路等の道路、公園等の子どもの遊び場周辺等不特定多数の者が利用する公共空間を撮影し、録画機能を有するものであること。
- ③ 防犯カメラの設置と併せ、地域での防犯活動に取り組んでいること。
- ④ 県が定める「防犯カメラの適正な設置及び利用に関する指針」に基づいて運用基準を定めること。

6 今後の課題

- (1) 適切な設置場所及び台数の選定
- (2) 個人情報（プライバシー）保護の徹底
- (3) 地域（自治会等）による設置への支援
- (4) 安定的かつ効率的な運用・管理

(2) 市街地における防犯対策について

1 佐賀市における犯罪発生状況

犯罪認知件数は全国的に年々減少してきており、佐賀県そして本市においても同様に減少傾向にある。

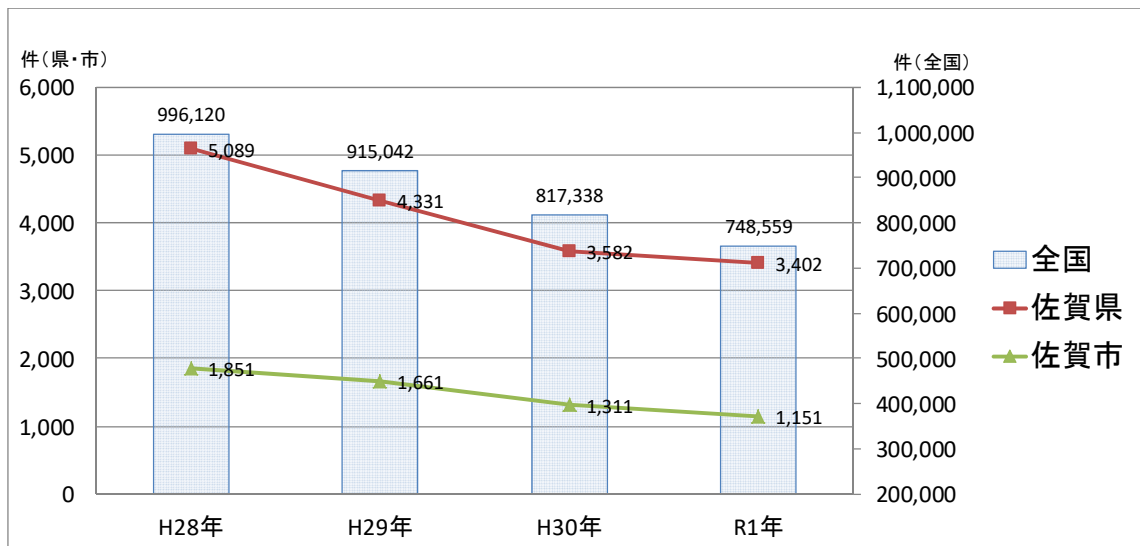
しかし、県内において、人口10万人当りの犯罪認知件数（犯罪率）でみると、佐賀市はワーストレベルの状況である。

また、全体としては犯罪が減少傾向にある中、「声かけ・付きまとい」といった事案については、県内においも増加傾向にあり、佐賀市においても同様の状況である。

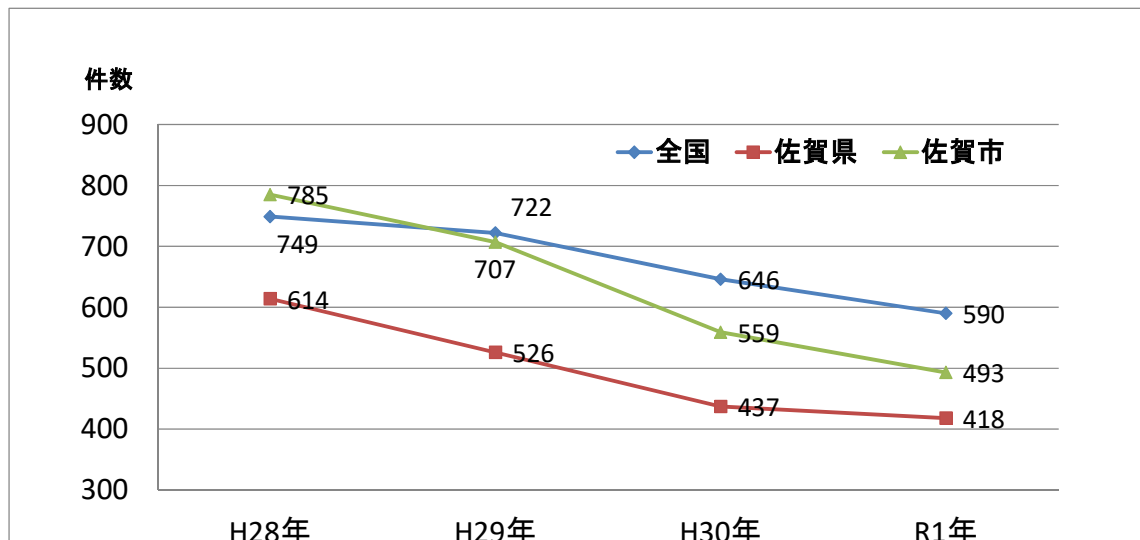
また、市内中心部（繁華街）の客引き等の迷惑行為について、市民や議会から意見が寄せられている。このようなことから、市民のみならず佐賀市への来訪者も不安や不快感を感じない健全な賑わいのあるまちづくりが求められている。

2 近年の犯罪状況

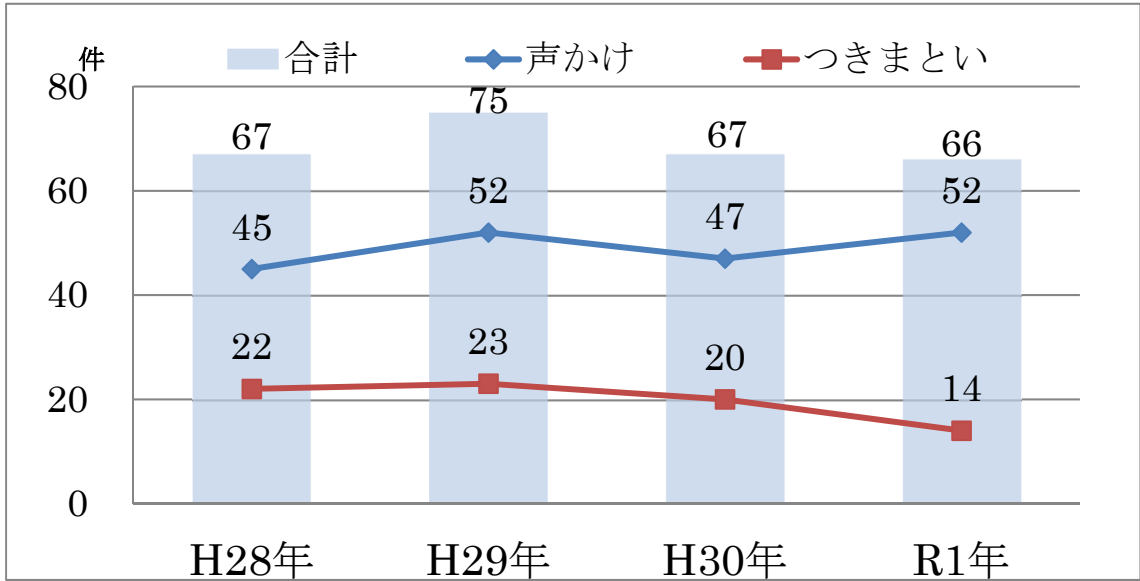
(1) 平成28年～令和元年の刑法犯認知件数



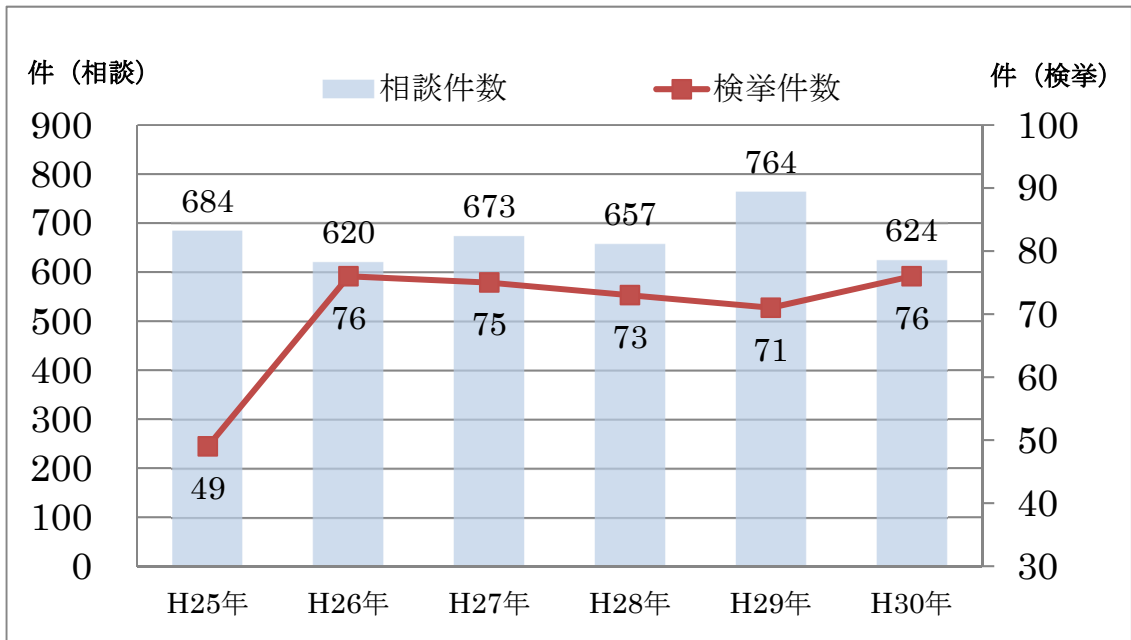
(2) 平成28年～令和元年の犯罪発生率（人口10万人あたりの犯罪認知件数）



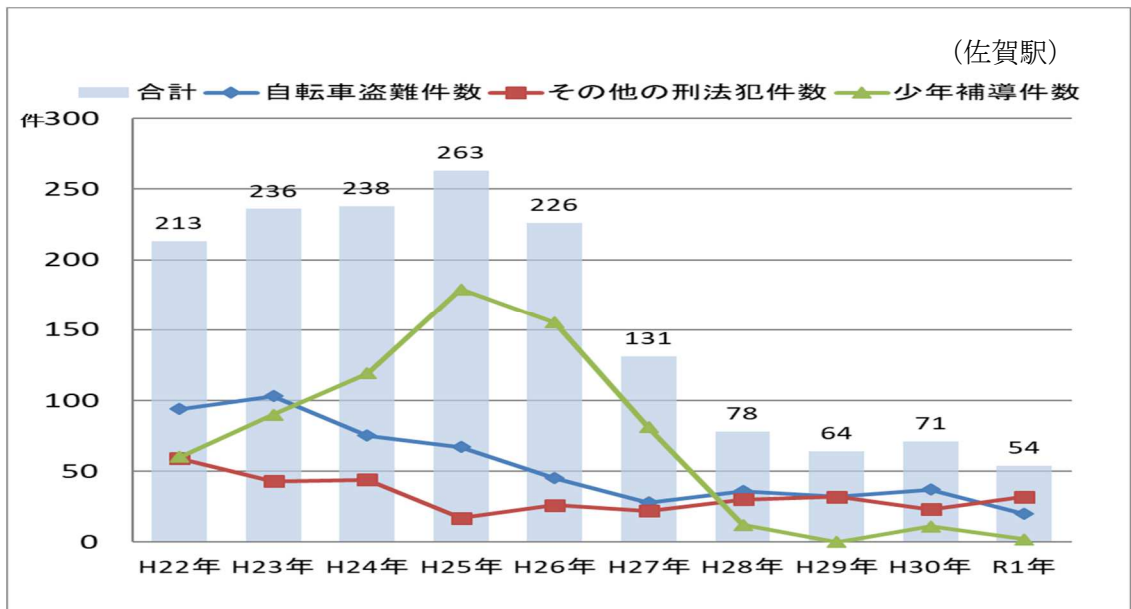
(3) 佐賀市における声かけ・つきまとい事案発生状況

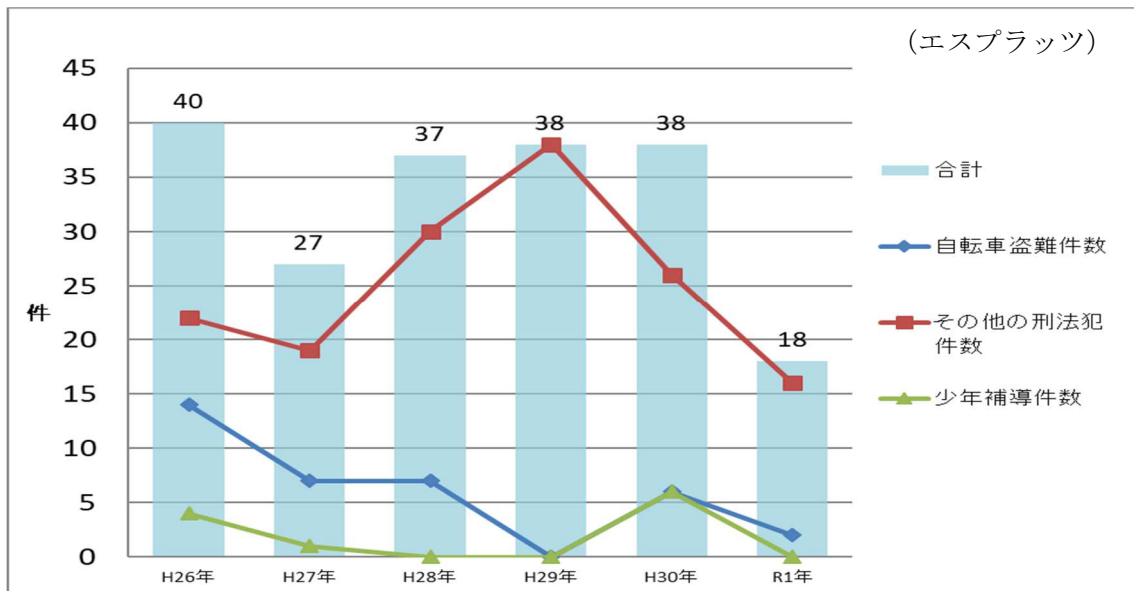


(4) 佐賀県内のサイバー犯罪の検挙件数等



(5) 佐賀駅周辺及びエスプラッツ周辺の犯罪認知件数の推移





3 近年の市民、市議会等の主な意見等

- 繁華街（エスプラッツ西側を南北に走る「復興通り線」）における客引きの増加や、運転代行業の路肩停車による客待ち等は、市外、他県からの来訪者に対して佐賀のイメージダウンになる。
- 安全な町としての佐賀市のイメージ作りのために啓発活動は必要ではないか。
- 繁華街であるエスプラッツ周辺に簡易交番や移動交番の設置はできないか。

4 市街地の防犯対策としての近年の主な取組み

(1) エスプラッツ外周壁への防犯カメラの設置（平成26年度）

平成26年10月、佐賀南ロータリークラブ創立30周年記念事業として、安全安心な街づくりのために同クラブからの佐賀市に対する寄付として、エスプラッツ外周壁に防犯カメラを設置した。

(2) 防犯看板の設置（平成30年8月）

佐賀南警察署及び佐賀地区防犯協会が主体となり、地元自治会の意見も踏まえて、違法な客引き行為等の禁止を周知する「防犯看板」を設置した。（※白山二丁目エスプラッツ周辺のアーケード支柱4箇所及び街灯柱5箇所。）また、市でもホームページ及び市報による周知を行った。

(3) 安全安心なまちづくり街頭キャンペーンの実施

平成24年度から毎年12月下旬に、本協議会及び暴走族追放審議会との共済により、佐賀駅周辺において、各委員所属団体様のマスコットキャラクターにも参加いただき、市民や来訪者へ安全安心なまちづくり及び暴走族追放についての啓発物資配布と共に呼びかけを行っている。

5 今後の課題

- (1) 犯罪認知件数が全国的な状況と同様に減少し続けている中、声かけ・つきまとい事案等、増加傾向を見せている犯罪への対策。
- (2) 市街地や繁華街において、市民や市への来訪者が事故やトラブルに巻き込まれな

いように安全安心なまちにするための対策。（令和5年（2023年）には国民
スポーツ大会が開催される予定。）

(3) 交通事故“脱ワーストレベル”キャンペーンについて

1 交通事故発生状況

	H28		H29		H30		R1	
	市	県	市	県	市	県	市	県
人身交通事故件数(件)	2,772	7,783	2,285	6,765	1,874	5,725	1,721	5,040
県に占める市の割合(%)	35.0%		33.8%		32.8%		34.2%	
人身交通事故による死者数(人)	12	35	5	36	11	30	5	34
県に占める市の割合(%)	34.3%		13.9%		36.7%		14.7%	

令和元年12月末

	佐賀市内			佐賀県内
		佐賀南署管内	佐賀北署管内	
人身事故件数	1,721	822	899	5,040
(前年比件数)	-153	-53	-100	-685
(増減率%)	-8.2	-6.1	-10.0	-12.0
死者数	5	1	4	34
(前年比件数)	-6	-5	-1	4
追突事故件数	746	367	379	2,213
(全事故に占める追突事故の割合%)	43.3	44.6	42.2	43.9
高齢者が関係した事故件数	640	314	326	1,923
(全事故に占める高齢者事故の割合%)	37.2	38.2	36.3	38.2
自転車事故件数	272	127	145	554
(全事故に占める自転車事故の割合%)	15.8	15.5	16.1	11.0

2 実施主体

佐賀市交通対策協議会・佐賀南警察署・佐賀北警察署・
佐賀南地区交通安全協会・佐賀北地区交通安全協会・佐賀市

3 取組項目

①追突事故の防止 ※令和元年は43.3%を占める。

* 追突事故防止のための「みつつの3」運動の推進

- ・ 3秒間の車間距離の確保
- ・ 3秒・30メートルルール（早めの方向指示）の徹底
- ・ 3分前の出発

* 「追突事故ゼロ 前をみよ作戦」の強化

日時 毎月第4週目の水曜日の朝7時45分から30分間

【市役所庁舎に設置の懸垂幕】

場所 北川副小学校西交差点、卸本町交差点

参加者 警察、交通安全協会、交通対策協議会、高齢者交通安全モデル地区（北川副・鍋島）

内容 交差点において、追突事故防止を呼びかけるのぼり旗やハンドプレートを表示する。

※9月から12月は月2回実施。

* 市管理職職員による「追突事故ゼロ 前をみよ作戦」

日時 春：5月13日（月） 夏：7月12日（金）

秋：9月27日（金） 冬：12月18日（水）

いずれも午前7時45分から30分間

【管理職職員による前をみよ作戦の様子（冬）】



場所 佐賀支庁舎西側の歩道
 参加者 佐賀市管理職職員、佐賀北警察署員
 内容 参加者が車道を挟んで歩道に並び、
 追突事故防止を呼びかけるのぼり旗や横断幕を掲示した。

② キャンペーン懸垂幕掲示（市役所庁舎西側）

交通事故“脱・ワーストレベルキャンペーン”の懸垂幕を作成し、市役所庁舎西側に設置した。

③ 自転車の街頭指導の強化

- ・自転車利用ルールの周知徹底とマナー向上に向けた啓発を図るため、自転車の街頭指導を強化する。
- ※5月は早朝、10月は夕方に街頭指導を実施。



【自転車街頭指導（10月）】

【自転車事故・第1当事者(加害者)】											令和元年末現在()内は平成30年末
年齢	～12歳	13～15歳	16～18歳	19～24歳	25～29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65歳～	合計
件数	2(10)	9(9)	10(11)	0(4)	1(1)	2(1)	1(1)	1(1)	2(2)	12(14)	40(54)
【自転車事故・第2当事者(被害者)】											
年齢	～12歳	13～15歳	16～18歳	19～24歳	25～29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65歳～	合計
件数	19(8)	30(29)	43(40)	32(31)	8(4)	17(16)	14(14)	27(22)	9(15)	33(43)	232(222)

④ 高齢者事故対策の強化

- ・反射材着用などの交通安全行動を啓発する。
 - ※各種キャンペーンでの啓発チラシ・用品配布
 - ※高齢者交通安全モデル地区の交通安全指導者と連携しての校区高齢者への啓発用品配布
- ・交通安全フォーラムの開催

⑤ 「交通安全市民大会」の開催

- ・佐賀市民総ぐるみでワーストレベル脱却を目指すため、2月8日の10時からメイトプラザ佐賀の多目的ホールで交通安全市民大会を開催した。
- ※内容
 - 吹奏楽部演奏・交通安全メッセージカード授与式・交通安全子ども優秀作品表彰式・優秀作文の朗読・ワーストレベル脱却宣言・交通安全講話



【交通安全市民大会】

4 今後の課題

交通事故削減（ワーストレベル脱却）のためには、市民総ぐるみで取り組むことが重要であるが、このことをいかに自分のこととして、全市民に浸透させていくかが課題である。

生活安全課の交通安全に対する取り組み

◎交通安全対策推進

市民の交通安全を確保するため、各年齢に応じた交通安全教室、講座を開催し、交通安全意識の高揚を図り、交通事故を減少させるとともに、その防止のための広報、啓発活動を推進する。

- ・交通安全県民運動（春夏秋冬）
- ・スクールゾーン路面標示（補修）
- ・高齢者交通安全教育グラウンド・ゴルフ大会
- ・交通対策協議会補助
- ・交通安全教室（講座）の開催

令和2年1月末現在

人数	保育園		認定こども園		幼稚園		小学校		中学校	高齢者 (公民館)	その他
	園児	保護者	園児	保護者	園児	保護者	児童	保護者			
19,597	2,566	35	1,397	97	1,043	110	11,950	135	1,735	397	132

◎暴走族追放推進

暴走族等を追放し、暴走行為のない安全で平穏なまちづくりを推進するため、暴走族等の現状把握、対策について審議する佐賀市暴走族追放審議会を開催するとともに、暴走族対策で佐賀駅前広場に設置したバリカーの維持管理等を行う。

◎交通安全指導員活動

交通安全指導員の街頭指導による児童・生徒、高齢者などの交通弱者の交通安全の確保、並びに自転車利用者などの道路交通法及び交通マナーの遵守の普及、啓発による市民の交通安全意識を高揚させる。

◎交通公園運営

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
利用者	21,355	20,180	21,755	20,940	19,353	21,866	22,633	19,493	19,388	20,065

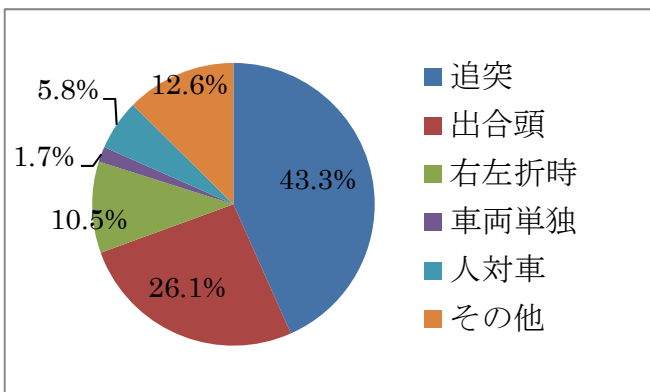
未就学児、児童・生徒の交通安全教育を行うため、交通公園の利用増進を広報するとともに、その運営及び維持管理を行う。

【参考】○令和元年中の佐賀市内人身交通事故発生状況等

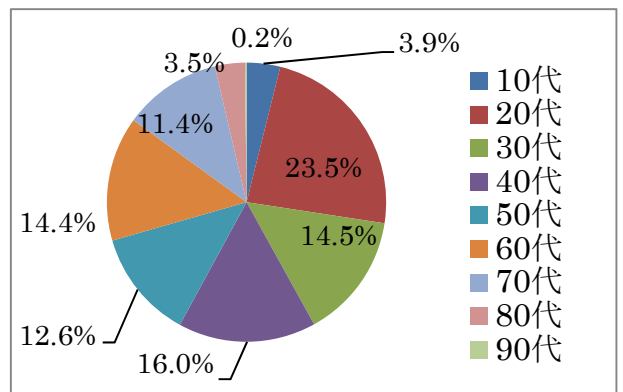
① 佐賀市内交通事故多発交差点

- 1位 卸本町交差点、神野東1丁目交差点 8件
3位 平松交差点、国立病院前交差点、天神橋交差点 7件

② 事故類型別発生状況



③ 事故年齢別発生状況



(4) 消費者保護の推進について

●現在の状況

消費者（市民）を取り巻く環境は、高齢化の進行、高度情報通信社会の進展などにより、絶え間なく変化し、それに伴って消費者トラブルや消費者被害の内容等も変化している。また、商品・サービスの多様化・複雑化を背景に、依然として、消費者と事業者との間には、情報の質及び量並びに交渉力の格差が存在している。

全国的にも、高齢者や障害者などの社会的弱者を狙った悪質商法、食品表示の偽装などによる消費者被害は跡を絶たず、本市においても、消費生活の安定を確保するため消費者行政の更なる充実が必要である。

1 啓発事業

消費者トラブルの未然防止、被害縮小には、市民の消費者として十分な知識を保有することが重要である。このため、消費生活に関する一般的な知識、消費者トラブルに関する知識、その対応方法（相談窓口であるセンターの周知を含む。）など様々な情報を多様な方法により啓発する。

(1) 出前講座の実施

消費者被害の防止のため、悪質商法の情報提供やトラブルがあった場合の対応を高齢者や一般住民に啓発する講座を実施。出前講座事業の啓発

【平成31年度団体別実施回数】

	平成31年度（令和2年1月末）		（参考）平成30年度	
	回数	参加者数（人）	回数	参加者数（人）
高齢者	27	630	36	980
一般	8	240	8	257
学校等	2	167	4	150
合計	37	1,037	48	1,491

・出前講座の啓発

小中学校 校長・園所長会への申し入れ

老人クラブ・高齢者サロンへの紹介（3回）

（出前講座）佐賀市で作成した資料を基に消費者被害に関する注意喚起の内容で講話

トラブル防止パンフレット、悪質業者訪問お断りシール、啓発グッズの配布

(5) 一般啓発

- ア 市報や佐賀市ホームページによる啓発
相談窓口紹介（毎月）、注意喚起情報掲載（随時）
- イ 市営バス内ポスター掲示
相談窓口である消費生活センターの紹介（通年）
- ウ ラジオ放送
消費者団体及びセンター紹介（年間計10回）
- エ イベント等
 - ・消費生活フェア
消費者団体、NPO法人、関係機関等と連携した消費生活情報の啓発
 - ・消費者月間
啓発キャンペーンの実施

2 相談等事業

消費者としての市民の安全を確保するため、消費者トラブルに係る相談を受け、被害の予防、回避、縮小を図る身近な場として、相談窓口を設ける。

(1) 消費生活相談

市民からの消費生活に関わる相談を受け、必要に応じて、消費者と事業者の交渉に関する支援を行う。消費者が事業者と自主交渉するための助言や、必要に応じて、消費者と事業者の交渉支援、問題解決に向けた「あっせん」などを実施。

●消費生活相談受付状況（※ 平成31年度は、令和2年1月末現在）

年 度	件 数
平成27年度	1, 493
平成28年度	1, 402
平成29年度	1, 557
平成30年度	1, 477
平成31年度 ※	1, 135

(2) 無料弁護士相談の実施

消費生活相談において、絶え間なく変動する社会情勢の中、複雑化する消費者問題において、法的解決が必要な場合に対応するため、無料の法律相談窓口を設置している。

- ・昼間 第1～4水曜日（14：00～16：00）
- ・夜間 第3木曜日（18：00～20：00）

(3) 関係団体・他部局との連携

地域における関係団体などによる契約弱者等の見守りに係る資料提供

- ・ 民生委員児童委員協議会
- ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）
- ・ 地域包括支援センター（おたっしや本舗）
- ・ 相談支援事業所（障害福祉サービス）
- ・ 居宅介護支援事業所（介護保険サービス）

3 今後に向けた課題

消費生活に係る相談件数こそ、大きな変動はあっていないが、高齢者や障害者などの社会的弱者を狙った悪質商法、また、高度情報通信社会の進展を示すデジタルコンテンツやインターネット回線などの相談の上位の固定化、それに伴う健康食品の上位の固定化など、消費者と事業者との情報の質及び量の格差が存在していることがわかる。

本市においても、消費生活の安定を確保するため消費者啓発の更なる充実が必要であり、個別の事業の拡充が必要である。

(1) 出前講座の実施回数の増加

消費者被害の防止のため、悪質商法の情報提供やトラブルがあった場合の対応を高齢者や一般住民に啓発する講座を実施しており、その充実のため、関係団体に対する出前講座事業の啓発にさらに務める。

(2) 消費生活サポーターの拡充

平成30年度から消費生活に関する情報を取得し、家族や近所の方など身近な人への啓発を可能とする消費生活サポーターを育成しており、平成30年度は一般募集、令和元年度は民生委員に対して、特別募集を行った。

募集対象について、さらなる関係団体への個別啓発を実施する。

(3) 若年者啓発

将来的な社会生活を営むために必要な力を若年のうちから身に付けるなど若年者の消費者教育は重要であり、また、幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じて体系的に行われることが重要であり、ライフステージ毎の学習目標の活用を図る。

具体的には、高等学校卒業者に対する啓発の拡充を検討する。

(参考) 佐賀市の相談概要

●年齢ごとの内訳

年齢	平成31年度（令和2年1月末）		（参考）平成30年度	
	件数	割合（%）	件数	割合（%）
10才未満	1	0.1%	2	0.1%
10才代	32	2.8%	28	1.9%
20才代	92	8.1%	127	8.6%
30才代	92	8.1%	116	7.9%
40才代	143	12.6%	173	11.7%
50才代	148	13.0%	223	15.1%
60才代	205	18.1%	297	20.1%
70才代	183	16.1%	268	18.1%
80才代	99	8.7%	142	9.6%
90才代	9	0.8%	10	0.7%
不明	131	11.5%	91	6.2%
合計	1,135		1,477	

●相談内容ごとの順位

順位	平成31年度（令和2年1月末）			（参考）平成30年度		
	相談内容	件数	割合	相談内容	件数	割合
1	多重債務	106	9.3%	多重債務	180	12.2%
2	デジタルコンテンツ	92	8.1%	デジタルコンテンツ	153	10.4%
3	健康食品	76	6.7%	健康食品	67	4.5%
4	インターネット回線契約	52	4.6%	インターネット回線契約	59	4.0%
5	化粧品	48	4.2%	不動産賃貸借	57	3.9%

※デジタルコンテンツ インターネット上のオンラインゲーム、情報サイトやアダルトサイト

佐賀市生活安全推進協議会委員名簿

役職	所属団体名	所属団体役職	氏名	備考
委員	佐賀大学 芸術地域デザイン学部	教授	やまぐち ゆきこ 山口 夕妃子	
委員	佐賀市青少年健全育成連合会	会長	みやざき かずひこ 宮崎 和彦	
委員	佐賀市自治会協議会	副会長	いしい たかし 石井 孝嗣	
委員	佐賀市地域婦人連絡協議会	相談役	さかた つやこ 坂田 艶子	
委員	佐賀市民生委員児童委員協議会	監事	よしだ かずひろ 吉田 一洋	
委員	佐賀市身体障害者福祉協会連合会	会長	やまだ あきのり 山田 昭紀	
委員	佐賀市子ども会連絡協議会	会長	いしまる まさのぶ 石丸 正信	
委員	佐賀市PTA協議会	事務局	いとう えつこ 伊東 悦子	
委員	佐賀県高等学校長協会	会員	ひらかわ さとし 平川 聡	
委員	日本郵便株式会社佐賀中央郵便局	総務部長	うちだ のぶお 内田 信生	
委員	佐賀商工会議所	女性会理事	かいはら まゆみ 貝原 真由美	
委員	佐賀新聞社	総務部主任	やまぐち こうき 山口 功規	
委員	NHK佐賀放送局	副局長	くまがみ こうじ 熊耳 孝仁	
委員	株式会社サガテレビ	総務部長	ときさと まさる 時里 優	
委員	佐賀北警察署	署長	えぐち あきら 江口 昭	
委員	佐賀南警察署	署長	いで えいじ 井手 栄治	
委員	佐賀市	副市長	いとう ひろみ 伊東 博巳	
委員	佐賀市教育委員会	教育長	ひがしじま まさあき 東島 正明	

◎委員数:18名 任期:令和2年2月1日～令和4年1月31日

○佐賀市生活安全推進条例

平成17年10月1日

条例第23号

改正 平成19年9月25日条例第135号

(目的)

第1条 この条例は、市民の生活安全意識の高揚、自主的な生活安全活動の推進及び生活安全のための環境整備を図り、もって安全で住みよい社会を実現することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、この条例の目的を達成するために、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民の生活安全意識を高揚させるための啓発活動
- (2) 生活安全に対する市民の自主的活動の推進
- (3) 生活安全のまちづくりに向けての環境整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市長は、前項に規定する施策の実施に当たっては、当該施策に関係する機関、団体等との連絡及び調整を図るとともに、佐賀市生活安全推進協議会の意見を聴くものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、この条例の目的を達成するための施策が効果的に行われるよう協力するとともに、自ら生活安全上必要とする措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活安全推進協議会の設置等)

第4条 生活安全に関する施策に関し協議を行うため、佐賀市生活安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員20人以内で組織する。

3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民の生活安全に関係する行政機関の職員等
- (3) 地域の生活安全推進のために活動する団体の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生活安全に関し識見がある者で市長が必要と認めるもの

4 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 市長は、必要があると認めるときは、協議会に佐賀市生活安全推進連絡会議を置くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者その他参考人の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(表彰)

第7条 市長は、生活安全活動に関して功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

(補則)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 合併前の大和町防犯推進に関する条例（平成7年大和町条例第20号）第7条及び富士町防犯条例（平成7年富士町条例第17号）第6条に規定する防犯推進員は、この条例の規定にかかわらず、平成18年3月31日までに限り、合併前の例により設置することができる。

(川副町、東与賀町及び久保田町の編入に伴う経過措置)

- 3 編入前の川副町防犯条例（平成6年川副町条例第18号）第7条に規定する防犯サポーター、東与賀町防犯条例（平成7年東与賀町条例第13号）第7条に規定する防犯推進員及び久保田町防犯条例（平成7年久保田町条例第15号）第7条に規定する防犯推進員は、この条例の規定にかかわらず、川副町、東与賀町及び久保田町の編入の日から平成20年3月31日までの間に限り、編入前の例により設置することができる。

(平19条例135・追加)

附 則（平成19年9月25日条例第135号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

○佐賀市生活安全推進連絡会議要綱

(設置)

第1条 生活安全に関する施策の実施を図るため、佐賀市生活安全推進条例（平成17年佐賀市条例第23号。以下「条例」という。）第4条第5項の規定により佐賀市生活安全推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について、総合的調整を行う。

(1) 条例第4条第1項に規定する佐賀市生活安全推進協議会（以下「協議会」という。）において協議した生活安全に関する施策の実施に関すること。

(2) その他生活安全の推進に関すること。

(組織等)

第3条 連絡会議は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

2 連絡会議に会長及び副会長を置き、会長は市民生活部副部長、副会長は生活安全課長をもってこれに充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者その他参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 連絡会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる幹事をもって組織する。

3 幹事会は、第2条に定める事項について、具体的な連絡調整等を行うものとする。

4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は市民生活部副部長、副幹事長は生活安全課長をもってこれに充てる。

5 幹事長は、会務を総理する。

6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。

8 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者その他参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、市民生活部生活安全課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

団 体	委 員
佐賀北警察署	生活安全課長
	刑事第二課長
佐賀南警察署	生活安全課長
	刑事第二課長
佐賀地区防犯協会	事務局長
諸富地区防犯協会	事務局長
佐賀中部広域連合	佐賀広域消防局総務課長
佐賀市	市民生活部副部長
	生活安全課長
	農村環境課長
	都市政策課長
	道路整備課長
	道路管理課長
	河川砂防課長
	環境政策課長
	障がい福祉課長
	高齢福祉課長
	子育て総務課長
	こども家庭課長
	保育幼稚園課長
	教育委員会社会教育課長
教育委員会学事課長	

別表第2（第5条関係）

団 体	幹 事
佐賀北警察署	生活安全課長
	刑事第二課長
佐賀南警察署	生活安全課長
	刑事第二課長
佐賀市	市民生活部副部長
	生活安全課長
	総務法制課長
	企画政策課長
	商業振興課長
	農業振興課長
	都市政策課長
	環境政策課長
	市民生活課長
	福祉総務課長
	教育委員会教育総務課長
	教育委員会社会教育課長
	諸富支所長
	大和支所長
	富士支所長
	三瀬支所長
川副支所長	
東与賀支所長	
久保田支所長	